

地域統合支援法（仮） 骨子案

ー 七つの要点の条・項立てによる条文イメージ ー

（前注）本案は、提言「地域統合支援法（仮）の制定に向けた提言」に示した七つの要点を、条・項立ての条文イメージとして具体化したものである。各条の【趣旨】欄に、立法意図及び参照した英国の法的機構を付す。用語・条番号・配置は骨子段階の仮のものであり、なお精査を要する。

第一章 総則

第一条（目的）

この法律は、強度行動障害その他の心身の状態により自ら必要を表明し又は同意することが困難な者を含め、支援を必要とするすべての者が、その必要とする支援を権利として確実に受けられるようにするため、市町村の需要充足義務、家族等に対する支援、強度行動障害に対する専門的支援の体制その他の事項を定め、もって当該者及びその家族等の地域における生活と尊厳の保持に資することを目的とする。

第二条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 支援対象者 強度行動障害、発達障害その他の障害又は複合的な生活課題により、日常生活又は社会生活を営むために支援を必要とする者をいう。
- 二 強度行動障害 自傷、他害その他の著しい不適応行動が高い頻度又は強度で継続し、日常生活に著しい困難を生じている状態をいう。
- 三 家族等 支援対象者を現に無償で介護し、又は支援する家族その他の者をいう。
- 四 必要 支援対象者が日常生活又は社会生活を営むために満たされることを要する事項をいう。
- 五 適格な必要 第五条の判定により、この法律に基づき満たされるべきものと判定された必要をいう。
- 六 独立代弁者 支援対象者又は家族等の意向及び最善の利益を、実施機関から独立して代弁する者をいう。

第三条（基本理念）

支援は、支援対象者が一人の個人として尊重されることを基礎として行われなければならない

ない。

2 支援を受ける資格は、支援対象者が自ら必要を表明し、同意し、又は法律上の責任を負う能力の有無によって左右されるものではない。

3 障害又は行動を理由として、支援対象者を支援の対象から除外してはならない。

【趣旨】尊厳が能力に依存しないという原則を法の基礎に据える。第二項及び第三項は、能力を理由とする実質的な排除を禁ずるものであり、英国意思能力法二〇〇五の能力推定原則に対応する。

第二章 需要充足義務

第四条（アセスメント）

市町村は、支援対象者につき支援の必要があると認めるときは、その必要の内容及び程度を把握するためのアセスメントを行わなければならない。

2 市町村は、アセスメントに当たり、支援対象者及び家族等の参加を求めるとともに、第八条に定める場合には独立代弁者を関与させなければならない。

第五条（適格性の判定）

市町村は、アセスメントの結果に基づき、当該必要が適格な必要に該当するか否かを判定しなければならない。

2 適格性の判定の基準は、必要が障害又は疾病に由来すること、これにより日常生活上の複数の事項を達成することができないこと及びその結果として生活に重大な影響が生じていることを勘案して、政令で定める。

第六条（需要充足義務）〔要点 1〕

市町村は、適格な必要と判定された必要を満たさなければならない。

2 前項の義務は、支援対象者の能力の有無、家族等の有無又は財産の状況を理由として免れることができない。ただし、費用の負担については、別に定めるところによる。

【趣旨】本条を法の背骨とする。「満たすよう努める」ではなく「満たさなければならない」とし、争訟により履行を求めうる義務とする点が眼目である。英国ケア法二〇一四第十八条の需要充足義務に対応する。

第七条（能力非依存）〔要点 2〕

支援対象者が自ら必要を表明し又は同意することが困難であることは、前条の需要充足義務を軽減し、又は免れさせる理由とならない。

2 この場合において、市町村は、次条の独立代弁者を選任し、かつ、第九条に定める最善の利益に基づく決定により、当該支援対象者の必要を満たさなければならない。

第八条（独立代弁者）〔要点 2〕

市町村は、支援対象者又は家族等が、アセスメント、支援計画の作成その他の手続に関与することに相当の困難があり、かつ、これを支える適切な家族その他の者がいないときは、独立代弁者を選任しなければならない。

2 独立代弁者は、支援対象者又は家族等の意向並びに過去及び現在の意思、心情及び価値観を把握し、これを手続において代弁するものとする。

【趣旨】声を上げられない者の必要が確実に代弁される仕組みを、権限ではなく義務として置く。
英国ケア法第六十七条の独立アドボカシー義務に対応する。

第九条（最善の利益に基づく決定）〔要点 2〕

支援対象者が自ら決定することが困難な場合において当該支援対象者に代わって行う決定は、その最善の利益に基づいて行わなければならない。

2 前項の決定に当たっては、支援対象者の過去及び現在の意思、心情、信条及び価値観を可能な限り把握し、これを尊重しなければならない。

3 年齢、外見、状態又は行動のみを理由として、最善の利益を推断してはならない。

【趣旨】英国意思能力法二〇〇五第四条の最善の利益の判断枠組み及び差別的推断の禁止に対応する。

第三章 家族等に対する支援

第十条（家族等のアセスメントを受ける権利）〔要点 3〕

市町村は、家族等が支援を必要とするおそれがあると認めるときは、支援対象者に対するアセスメントとは独立に、家族等自身のアセスメントを行わなければならない。

第十一条（家族等の支援を受ける権利）〔要点 3〕

市町村は、前条のアセスメントの結果、家族等が支援を必要とすると判定したときは、当該家族等に対し、短期入所、訪問による支援、相談、心理的支援その他の必要な支援を行わ

なければならない。

2 前項の支援を受ける資格は、支援対象者の状態又は支援対象者に対する支援の有無によって左右されない。

【趣旨】家族支援を、本人支援の反射的利益ではなく、家族等自身の独立した権利として構成する。英国ケア法における介護者の独立した権利に対応する。

第四章 強度行動障害に対する専門的支援

第十二条（地域統合支援の体制）〔要点 4〕

市町村は、医療、保健、福祉、教育、就労及び住居に関する支援を一体的に提供するための総合的な相談及び調整の体制を整備するものとする。

2 前項の体制には、次条の専門的支援を担う組織を含むものとし、総合的な相談窓口への一元化のみによってこれに代えてはならない。

第十三条（強度行動障害専門多職種チーム）〔要点 4〕

市町村は、強度行動障害に対応するため、精神科医、心理に関する専門職、行動支援に関する専門職、社会福祉に関する専門職その他の者から成る多職種のチームを、地域において確保しなければならない。

第十四条（支援調整者）〔要点 4〕

市町村は、支援対象者ごとに、支援の調整に当たる者（支援調整者）を定め、関係機関の連携を確保させるものとする。

【趣旨】窓口の一元化（総合化）のみでは強度行動障害の専門性が希釈されるため、総合相談の下に専門経路を置く二層構造とする。英国の専門多職種チーム及び支援調整（ケア・ナビゲーター）の考え方に対応する。

第五章 生涯にわたる継続的支援（親亡き後の準備）

第十五条（継続的支援の準備義務）〔要点 5〕

市町村は、家族等による支援が将来にわたって継続し得ないことを前提として、支援対象者が家族等の支援を欠くこととなった後においても地域における生活を継続することができるよう、住まい、支援者、医療及び行動支援に関する準備を、家族等が現に支援を行っている間からあらかじめ行わなければならない。

第十六条（支援の継続義務）〔要点 5〕

支援対象者が家族等の支援を欠くこととなった場合においても、支援は中断してはならない。市町村は、切れ目のない支援の継続を確保しなければならない。

【趣旨】親亡き後を、緊急対応ではなく事前準備の義務として構成し、支援の中断を明文で禁ずる。

第六章 財源

第十七条（予算のプール及び共同委託）〔要点 6〕

国、都道府県及び市町村は、この法律に基づく支援を円滑に行うため、関係する制度の予算の一部を、目的を限って共同して管理し、又は共同して事業を委託する仕組みを設けることができる。

2 前項の仕組みは、各制度の財源そのものを統合することを要しない。

【趣旨】拋出構造の異なる制度の単純な一体化を避け、目的を限ったプール予算及び共同委託とする。英国の共有予算（プール予算）方式に対応する。

第七章 救済

第十八条（不服申立て）〔要点 7〕

アセスメントの実施、適格性の判定、需要充足義務の履行その他この法律に基づく市町村の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる。

2 支援対象者が自ら不服を申し立てることが困難なときは、家族等又は独立代弁者は、これを代わって行うことができる。

第十九条（是正の確保）〔要点 7〕

市町村が需要充足義務を履行しないときは、支援対象者、家族等その他利害関係を有する者は、その是正を求めることができる。

2 この法律に基づく権利は、司法審査によりその実現を求めることを妨げられない。

【趣旨】権利は、争える手続を伴ってはじめて機能する。アセスメント、適格性の判定、需要充足義務及び不服申立てという履行確保の回路を明示する。

第八章 国及び都道府県の責務

第二十条（後方支援）

国及び都道府県は、市町村がこの法律に基づく責務を果たすことができるよう、財政上及び技術上の支援、人材の育成、広域的な調整その他の必要な後方支援を行うものとする。

（附則・検討事項）

この法律の施行期日、経過措置、費用の負担並びに障害者総合支援法、社会福祉法その他の関係法律との調整については、別に定める。